

東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例（案）の骨子について

1 条例制定の背景

市における行政事務のうち、法令（法律及び法律に基づく命令）に基づく事務については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル手続法」といいます。）の規定により、既にオンライン化することが可能となっています。

一方、条例等（条例及び規則）に基づく事務については、デジタル手続法は適用されず、これらの事務をオンライン化するためには、個々の条例等において必要な規定を整備する必要があります。

現在、市では、令和4年3月に策定した「第五次東大和市情報化推進計画」に基づき、行政のデジタル化を進めています。今後、行政事務のオンライン化をより一層推進するために、条例等に基づく事務についても、オンラインで可能となるよう、通則的な条例として本条例を制定するものです。

＜現行＞

市における行政手続	
法令に基づく手続 (例) 児童手当や介護保険の手続など	条例等に基づく手続 (例) 保育園や学童保育の手続など
→デジタル手続法に基づきオンライン化が可能	→オンライン化には、個々の条例等の改正が必要



＜本条例制定後＞

市における行政手続	
法令に基づく手続 (例) 児童手当や介護保険の手続など	条例等に基づく手続 (例) 保育園や学童保育の手続など
→デジタル手続法及び本条例に基づきオンライン化が可能に	

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、市の機関等における申請、届出その他の事務等に関し、デジタル技術を活用した方法で行うことができるようにするために必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることを目的とします。

(2) 定義

- ①市の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関、議会、市の公の施設を管理する指定管理者などをいいます。
- ②書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。
- ③電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で、コンピュータ等の情報処理の用に供されるものをいいます。
- ④申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいいます。
- ⑤処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為である行為をいいます。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知をいいます。
- ⑥縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいいます。

(3) 電子情報処理組織による申請等

他の条例等の規定により書面等で行うことが規定されている申請等については、当該他の条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等が使用するコンピュータ等と事務等をする者が使用するコンピュータ等をインターネットで接続したものをいいます。）を使用して行うことができるよう定めます。

(4) 電子情報処理組織による処分通知等

他の条例等の規定により書面等で行うことが規定されている処分通知等については、当該他の条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができるよう定めます。

(5) 電磁的記録による縦覧等

他の条例等の規定により書面等で行うことが規定されている縦覧等については、当該他の条例等の規定にかかわらず、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。

(6) 電磁的記録による作成等

他の条例等の規定により書面等で作成・保存することとしているものについては、当該他の条例等の規定にかかわらず、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。

(7) 適用除外

申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合や、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている事務等については、(3)から(6)までの適用を除外するよう定めます。

(8) 添付書面等の省略

他の条例等の規定により、申請等に添付することが規定されている住民票の写しなどの書面について、市の機関等がその情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該他の条例等の規定にかかわらず、添付を要しないよう定めます。

(9) デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する状況の公表

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定によるデジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するよう定めます。

3 条例の施行期日

本条例は、令和5年4月1日から施行するよう定めます。

4 今後の予定

- (1) 東大和市個人情報保護審議会へ報告（令和4年11月）済
- (2) 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和4年11月）済
- (3) パブリックコメントの実施（令和4年12月～令和5年1月）
- (4) 令和5年第1回東大和市議会定例会に提案（令和5年2月）